

えるぼし認定通知書を交付しました！

社会福祉法人 津山みのり学園



岡山労働局では、女性の活躍推進に関して積極的な取組を促進するため、取組が優良な企業を認定しています。

今般、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍促進に関する取組状況が優良な企業として、「社会福祉法人 津山みのり学園」を令和6年3月19日付けでえるぼし認定いたしました。

また、令和6年4月10日、岡山労働局において認定通知書を交付いたしました。

【認定通知書の交付の様子】



〈左〉
社会福祉法人 津山みのり学園
業務執行理事長 寺坂 弘昭 様
園

〈右〉
岡山労働局
雇用環境・均等室長 播磨 久美

社会福祉法人 津山みのり学園 様 からのコメント

★認定取得のきっかけ

当法人は女性職員の比率が高く、育児をされながらお仕事をされている方や管理職として多数の方が在籍し活躍されています。当法人は女性が安心して働ける職場環境づくりに取り組んでまいりました。取り組みを発信することによって広く一般の方にも当法人を知っていただき、法人のイメージアップ、人材確保につながり、さらなる職場環境の改善のきっかけになると思い認定マークの取得を目指しました。

★女性活躍推進のための工夫

女性のためだけという訳ではありませんが、職員全員のワークライフバランス向上へ向けて、労使協議会を設置し、育児・介護等をおこないながら気持ちよく勤務できるよう、法人の規程の見直しを継続的におこなっています。

★えるぼし認定マークの活用

えるぼし認定マークをホームページ・その他求人活動等の資料へ掲載し活用する予定です。